

令和6年度 新潟市主催

マンション 管理セミナー

昨年度からスタートした「マンション管理計画認定」。
新潟市でも認定を取得したマンションが出てきています。

今回はマンション管理をとりまく、これらの新しい制度を軸に、
マンション管理に携わる皆様にむけたWEBセミナーを開催します。
また、管理組合同士の意見交換会は、テーマ毎に分かれて対面方式で開催予定です。

お住まいのマンションの管理を見直す機会として、ぜひご参加ください。

主催：新潟市 後援：一般社団法人 新潟県マンション管理士会

第1部 WEBセミナー

視聴無料
申込不要

10.23 水 午前10時以降
新潟市ホームページにて視聴可



- ▶ 新潟市マンション管理適正化推進計画について
新潟市 建築部 住環境政策課
- ▶ マンション管理計画認定制度について
一般社団法人 新潟県マンション管理士会

第2部 意見交換会

対面方式
要申込

11.30 土 午前10時～午前11時
新潟市役所 ふるまち庁舎にて開催

- ▶ 先着 50 名
- ▶ 管理組合等の申込み状況・内容に応じて、
グループ分けを予定
(最大3グループ程度を想定)
- ▶ 申込方法：チラシ裏面に記載

お問い合わせ
申込先

新潟市 建築部
住環境政策課 住環境整備室
TEL:025-226-2813

〒951-8163 新潟市中央区古町通7-1010
FAX:025-229-5190 Eメール:jukankyo@city.niigata.lg.jp

意見交換会 参加申込書

お申し込みはこちらから
新潟市電子申請システム
e-NIIGATA へ



〆切
11/10
(日)

■ 申込方法: 下記を記載の上FAX/郵送/Eメールにて送付 または 上記二次元コードよりWEB申込
(申込先はチラシ表面に記載)

■ 申込〆切: 令和6年11月10日(日)まで

※申込み完了後に、意見交換会のグループや
詳細な会場等の通知をお送りします (11月中旬予定)

管理組合名		
出席者名 <small>※会場の都合上 1組合につき2名まで</small>	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
電話番号		
Eメールアドレス (任意)		
マンション概要	住戸数: _____戸 築年数: 築 _____年 管理形態 : <input type="checkbox"/> 管理委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 自主管理	
意見交換したい内容	<input type="checkbox"/> 管理組合の運営 <input type="checkbox"/> 日常的な管理 <input type="checkbox"/> 住民間のトラブル <input type="checkbox"/> 管理会社対応 <input type="checkbox"/> 大規模修繕工事 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画・修繕積立金 <input type="checkbox"/> 耐震改修・建替え <input type="checkbox"/> 管理計画認定・税制 <input type="checkbox"/> その他 ※時間の都合上、当日とりあげる内容を、事務局で事前に精査することがありますので、ご承知おきください。 ▼下記に具体的な内容をご記載ください	

会場・交通手段のご案内

■ 電車・バス

電車をご利用の場合は、JR「新潟駅」で下車、各バス路線にて「新潟駅」バス停より乗車し、「古町」バス停で下車してください。
バスの場合、各路線「古町」バス停で下車、徒歩すぐです。

■ 自家用車

近隣の駐車場(有料)をご利用ください。



マンション管理計画認定制度の受付を開始しています

➔ 適切な管理が行われているマンションは、その**管理計画が一定の基準を満たす場合に**、
地方公共団体から**“適切な管理計画を持つマンション”**として**認定**を受けることができます

マンション管理計画の認定の内容

- ✓ 管理組合の運営 … 管理者が定められている/集会が年1回以上開催されている など
- ✓ 管理規約 … 管理規約が作成されている/緊急時の専有部の立入等について記載がある など
- ✓ 管理組合の経理 … 管理費及び修繕積立金等が区分されている/修繕積立金の滞納額が一定割合以下 など
- ✓ 長期修繕計画 … 国の標準様式に準拠している/集会で決議されている/計画期間が30年以上 など
- ✓ その他 … 組合員名簿、居住者名簿を備え、1年に1回以上内容の確認を行っている など



マンション管理計画認定
(新潟市ホームページ)

※認定申請前に、マンションの管理の専門家である(公財)マンション管理センターによる「事前確認」を受けることが必要です